

竜南中学校校則

竜南中学校生徒指導部

○登下校

- 1 交通規則やマナーを守り登校する。
(校区内に熊本電鉄の線路がありますが、線路内には絶対に入らない。)
- 2 登校後、原則として忘れ物などを取りに帰らない。
やむを得ない場合は、担任や学年職員の許可を受ける。
- 3 登下校中は寄り道をせず、買い食いや飲食店への立ち入りは一切しない。
- 4 自転車通学
 - (1) 通学距離について
本校から自宅までの直線距離が2.5km以上、または道のりが3km以上。
部活動加入生徒の場合は、直線距離2.0km以上、道のり2.5km以上。
(直線距離は本校基準の自転車通学範囲地図を利用して確認)
 - (2) 自転車通学のルール
 - ①任意保険、任意保険に相当するものへの加入する。(自動車の保険やTSマークも可)
 - ②自転車店による自転車点検を受ける。
 - ③ヘルメットの着用。
 - ④校門付近からは、押して駐輪する。(施錠確認)
 - ⑤部活動加入生徒の場合は、部活動がある日のみ自転車通学を許可する。また、引退・休部・退部をした場合は、自転車での通学をしない。
 - (3) 自転車通学の停止、取り消しについて
自転車通学のルールが守れない場合、停止及び取り消しになります。
 - (4) その他
 - ①無許可での自転車利用はできません。無許可で乗ってきた場合は、指導後、自転車を保護者にとり来てもらいます。
 - ②特別な事情で自転車通学を希望する場合は、担任まで相談して下さい。
場合によっては、一時的な許可を出します。

1 学生服・体育服

夏服、冬服、中間服の中から、気温や体調を考慮しながら自らが判断して着用する。但し、式典や行事の際は、学校指定の服装にそえる。名札は、令和3年度入学の生徒は縫い付けでもよい。令和4年度からの入学の生徒はネームホルダーとする。ネームホルダーは教室に置いて帰るか、バッグに入れる。

(1) カッターシャツ、ズボン型

夏服：白の半袖カッターシャツと標準マーク入り標準型黒学生ズボン

冬服：上下とも標準マーク入りの標準型黒学生服とする。下には白のカッターシャツを着る。

中間服：白長袖カッターシャツに標準型黒学生ズボン

※シャツや上着の胸袖ボタンは留める。シャツをズボンから出さない。

※ベルトは黒、茶の単色

(2) セーラー服、スカート型

夏服：学校指定の白半袖セーラー服、ひだ吊りスカート、タイ着用

冬服：学校指定の白ライン2本入り標準型紺セーラー服、ひだジャンバースカート、
タイ着用、タイツは黒、

中間服：白長袖ブラウス、ひだジャンバースカート

※スカート丈は真っ直ぐ膝立ちをして裾がつく長さ。

2 制服以外の装飾物

(1) 靴は、ひも付き運動靴とする。ただし、色は白・黒・紺・グレーの一色を基調としたものとする。

(2) 靴下は、白・黒・紺・グレーの運動にも適したものとする。但し、ワンポイント可。
長さは、くるぶしが隠れる長さ以上のものとする。(くるぶしソックスは不可)

(3) 下着(インナー)は、単色のものをシャツや学ラン、セーラーから見えないように着用する。
(白・紺・グレー・ベージュなどが望ましい。)

(4) 防寒着について

○ネックウォーマーについては、無地の白・黒・紺・グレー・濃茶に近いものを使用しても良い。

○冬の制服の下に白・黒・紺・茶・グレーの派手でないセーターかトレーナーを着ても良い。但し、上着の袖や裾から出さない。

○上着について

・厳冬期の防寒用として、登下校時に冬の制服の上に着用可(上半身のみのもの)

・色は白・黒・紺・グレー・濃茶を基調とする

・部活動で購入した防寒着は着用可

・教室では脱ぎ、たたんで棚の上に置く、または、たたんで自分の棚(バッグ)に入れる

(健康面で不安がある場合は相談)

・校舎外での活動がある場合は着用可(外庭・渡り廊下掃除も含む)

・体育では、授業前や活動以外での着用可

・着用の際は、前を閉めて、手を出す

・ひざ掛けとしての使用は、原則として認めない

3 頭髪等

中学生らしく健康的で自然な髪型にする。

- (1) 前髪は、目に入らないようにする。(切るかピンでとめる)
- (2) 長髪(肩にかかる)場合、後ろで結ぶ。結ぶゴムは黒・茶(濃)・紺、ヘアピン・スリ―ピン(ぱっちんどめ)は黒系統で装飾がない物とする。
- (3) 化粧、ピアスはしない。眉を剃ったり抜いたりもしない。

4 所持品

- (1) 生徒証は常に所持する。
- (2) 通学用バックは、竜南中学校のマーク付きの学校指定の2ウェイバッグ(両肩で担ぐか、手で握る)とする。お守り(1個)付けて良い。サブバッグ、部活動バッグも同様。サブバッグは学校推奨(譲り受け可)のものとする。サブバッグのみの登校はしない。
- (3) すべての所持品には、必ず記名する。靴は書ける場所に、スリッパは踵と甲に記入します。
- (4) 学校生活に不要な物(必要以上のお金や学習に関係のないもの)は持ってこない。但し、医療上必要と診断された生徒は相談する。(日焼け止め、ハンドクリーム、制汗剤など)
- (5) お金や物の貸し借りや、品物の売り買いはしない。

○校内生活

- 1 熊本市中学校生活の申し合わせ事項に準ずる。(別紙参照)
- 2 登校の時は、8:15までには校門を通過し、8:20には教室で着席完了する。
- 3 他学級の教室には入らない。また、用もなく他学年の教室に行かない。
- 4 放課後の活動は、担当の先生の指示に従って行う。勝手に居残りをしない。(部活動生徒は、「部活動生行動の基本」を守り活動する。)
- 5 届出および許可
 - (1) 欠席・遅刻・忌引・予定している早退は、必ず保護者から学校へ、電話・文章・メールのいずれかの方法で連絡すること。(竜南中学校 343-3203)
 - (2) 校具・ガラスなどの破損については、学級担任(係)と事務室に届けて弁償する。
 - (3) 保健室を利用する場合は、学級担任または教科担任から保健室利用カードに記入してもらい次の授業担当の先生に連絡する。
 - (4) 家庭環境(住所など)が変わったら、すぐに担任の先生に届ける。

○校外生活

- 1 熊本市中学校生活の申し合わせ事項に準ずる。(別紙参照)
- 2 喫煙・飲酒・シンナー・薬物・花火・その他危険な遊びはしない。
- 3 SNSなどの利用で人を傷つける内容やトラブルをまねくような書き込みは禁止する。また、自分あるいは知りえた個人情報は管理する。(保護者の責任のもとお願いします。)